

29文科初第881号・障発0915第9号（平成29年9月15日）

「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるための必要な科目の取扱いについて」

別添1と2に記された、必要な科目に該当すると判断される専攻開講科目名は以下の通りです。

大学院における必要な科目名		人間総合科学研究科5年一貫制博士課程 ヒューマン・ケア科学専攻科目 2001（平成13）年度～2007（平成19）年度入学者
I	1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	病態心理学特講 健康心理学特論 精神保健学特講 [社会精神保健学分野] 社会精神医学特講 [社会精神保健学分野] ☆
	2 福祉分野に関する理論と支援の展開	発達臨床心理学特講 ☆ 児童臨床心理学特講 ☆ 老年心理学特講 障害福祉支援学特講 [障害福祉支援学分野]
	3 教育分野に関する理論と支援の展開	発達臨床心理学特講 ☆ 児童臨床心理学特講 ☆ 学校心理学特論 教育カウンセリング特講 学校教育臨床学特講 [共生教育学分野]
	4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	社会精神医学特講 [社会精神保健学分野] ☆ 司法精神医学特講 [社会精神保健学分野]
	5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	キャリアカウンセリング特講
II	6 心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習Ⅰ 臨床心理査定演習Ⅱ
	7 心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論
	8 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	コミュニティ臨床心理学特論
	9 心の健康教育に関する理論と実践	(無)
III	10 心理実践実習	臨床心理実習

※ 発達臨床心理学分野・臨床心理学分野のみ該当

I 1を含む3科目以上

II 2科目以上

III 必ず履修する。

※ 一つの必要な科目に対応している開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできない。(☆)

例：発達臨床心理学特講を「福祉分野」とした場合は、同科目を「教育分野」の科目とすることはできない。